

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民環境部 文化振興課	
許 認 可 等 名	徳島ガラススタジオの利用料金の還付	
根 拠 法 令	徳島ガラススタジオ条例	
根 拠 条 項	第9条	
連 絡 先	公益財団法人徳島市文化振興公社(電話 669-1195)	
審 査 基 準	基 準	<p>利用料金を返還する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その返還する額は、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>(1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない事由により利用者が利用できなくなった場合 既納の利用料金の全額</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が相当の事由があると認めた場合 既納の利用料金の額に100分の50以内の割合を乗じて得た額</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 7日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)